

桜島大規模噴火の際の島外避難マニュアル

このマニュアルは、桜島の大規模噴火にかかる避難について、住民の皆様に地域ごとの避難手順等を説明するものです。

桜島火山ハザードマップ（令和5年6月発行）と合わせて、いつでも見返すことができるよう保管してください。

① 異常を感じたら

- 異常（前兆現象）を感じたら、[桜島総務市民課（293-2346）](#)、[危機管理課（216-1489）](#)や[消防（119番）](#)等に連絡する。



①地震が一日に何度も発生する
②地鳴りがする
③井戸水、温泉の水位や温度などがいつもと違う
④新しい噴気、地温の上昇、地割れ
⑤草木の立ち枯れなど

- 普段から避難に備えて非常持出品などを準備しておく。

※避難生活は最短2週間を想定

状況によっては、長期化することも想定

- 家族との連絡方法について確認しておく。

噴火警戒レベル3（通常）

- 貴重品
- 食料、水
- 着替え
- 眼鏡
- 服用薬
- ヘルメット
- 懐中電灯

②「噴火警報」が出たら

- 噴火警戒レベルの引上げや警戒範囲の拡大が行われるため、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、市からの避難情報（下記③④）の発令に備え、避難の準備をする。

③「高齢者等避難（島外）」が出たら

噴火警戒レベル4

- 高齢者等（避難に時間がかかる方や観光客など）は避難（ペットも一緒に避難）
- 避難方法は裏面を参照（原則は【基本的避難方法】のとおり）
- この段階で家族全員が避難する世帯は、玄関等に避難完了板を掲示
- 避難所以外に避難した場合は、危機管理課（216-1489）に連絡する。（既に避難した方も、電話で連絡）
- 高齢者等以外のその他の住民は避難の準備をする。

情報入手先

防災行政無線、メール、SNS、消防車両、テレビ・ラジオ等でお知らせ

④「避難指示（島外）」が出たら

噴火警戒レベル5

- すべての住民は、速やかに避難（ペットも一緒に避難）
- 避難方法は裏面を参照（原則は【基本的避難方法】のとおり）
- 世帯全員の避難が完了したら、玄関等に避難完了板を掲示
- 隣近所に声をかけながら、お互い協力して全員が安全に避難する。
- 避難所以外に避難した場合は、危機管理課（216-1489）に連絡する。（既に避難した方も、電話で連絡）



※ 避難指示が発令されたら、桜島フェリーは人・ペットのみ乗船可能（自動車の乗船はできません）

避難経路図(桜島赤水町)

【基本的避難方法】車（バス・自家用車）とフェリーによる避難



※1 避難指示が発令されたら、フェリーは人・ペットのみ乗船可能

※2 避難所は、風向き等をもとに大量軽石火山灰の影響を考慮し、代替避難所となる場合もある。

【フェリーが使用できない場合】車（バス・自家用車）での避難



※台風などでフェリーが使用できない場合



【車が使用できない等の場合】船（フェリー・救難所船）での避難



※道路不通などで車（バス・自家用車）が使用できない且つ避難指示（噴火警戒レベル5）段階の場合

